

<h1>名古屋市公報</h1>	平成29年 7月26日	第1217号
	名古屋市 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市図書館条例の一部を改正する条例 (教育・総務課) (第41号)	4
○ 区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例及び 名古屋市地区会館条例の一部を改正する条例 (市経・総務課) (第42号)	5
○ 名古屋城天守閣積立基金条例 (観光・ナゴヤ魅力向上室) (第43号)	7
告 示	
○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について (緑土・緑地管理課) (第482号)	9
○ 名古屋市幸心南土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (住都・区画整理課) (第483号)	10
○ 名古屋市熱田児童館の臨時開館について (子青・青少年家庭課) (第484号)	11
○ 名古屋市青少年交流プラザにおいて徴収する使用料について (子青・青少年家庭課) (第485号)	12
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ く形質変更時届出管理区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第486号)	13
○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について (住都・住宅管理課) (第487号)	15
○ 身体障害者福祉法による医師の指定 (健福・障害者支援課) (第488号)	21
○ 身体障害者福祉法による医師の指定辞退 (健福・障害者支援課) (第489号)	26
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ く形質変更時届出管理区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第490号)	28
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ く形質変更時届出管理区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第491号)	29
選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
○ 委員長職の退職について (第13号)	30
○ 委員長選挙の結果について (第14号)	31
○ 委員長職務代理者の指定について (第15号)	32

教 育 委 員 会 告 示

- 名古屋市南陽プールの臨時休場について (第28号) 33
-

交 通 局 告 示

- 1DAYお子サマーパス2017の発売について (第7号) 34
- SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1Day Ticketの発売について (第8号) 36
-

公 告

- 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告
(上下水・営業課) 38
- 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告
(上下水・営業課) 39
- 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告
(上下水・営業課) 40
- 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告
(上下水・営業課) 41
- 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告
(上下水・営業課) 42
- 平成29年度身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考公告
(人事・任用課) 43
-

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市図書館条例の一部を改正する条例（第41号）

1 改正内容

土地区画整理事業による町の区域の設定に伴い、名古屋市徳重図書館の位置の表示を変更します。（第 1条関係）

2 施行期日

名古屋市徳重北部土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行します。

○ 区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例及び名古屋市地区会館条例の一部を改正する条例（第42号）

1 改正内容

土地区画整理事業による町の区域の設定及び変更に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日

名古屋市徳重北部土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

○ 名古屋城天守閣積立基金条例（第43号）

1 制定の趣旨

名古屋城天守閣を復元する資金に充てるため、名古屋城天守閣積立基金（以下「基金」という。）を設置します。（第 1条関係）

2 主な内容

基金の積立て、管理、益金の処理及び運用について必要な事項を規定します。（第 2条から第 5条関係）

3 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7 月18日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第41号

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例

名古屋市図書館条例（昭和25年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中

名古屋市徳重図書館	名古屋市緑区鳴海町字徳重18番地の41	を
名古屋市徳重図書館	名古屋市緑区元徳重一丁目 401 番地	に

改める。

附 則

この条例は、名古屋市徳重北部土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分公告があつた日の翌日から施行する。

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例及び名古屋市地区会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7 月21日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第42号

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例及び名古屋市地区会館条例の一部を改正する条例

(区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部改正)

第1条 区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例（昭和30年名古屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

本則の表港区役所南陽支所の項所管区域の欄中「及び西福田五丁目」を「、西福田五丁目、協和一丁目、協和二丁目、畑中一丁目、畑中二丁目、福前一丁目、福前二丁目及び六軒家」に改め、同表緑区役所徳重支所の項所管区域の欄中「、字平手」を削り、「諸の木一丁目」の次に「、諸の木三丁目」を加え、「並びに横吹町」を「、横吹町、大清水東、水広一丁目、水広二丁目並びに水広三丁目」に改める。

第2条 区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部を次のように改正する。

本則の表緑区役所徳重支所の項位置の欄中「緑区鳴海町字徳重18番地の41」

を「緑区元徳重一丁目 401 番地」に改め、同項所管区域の欄中「字赤松、」、「字熊ノ前」及び「字徳重」を削り、「並びに水広三丁目」を「水広三丁目、熊の前一丁目、熊の前二丁目、元徳重一丁目並びに元徳重二丁目」に改める。

(名古屋市地区会館条例の一部改正)

第 3 条 名古屋市地区会館条例（昭和56年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中

「

名古屋市徳重地区会館	名古屋市緑区鳴海町字徳重18番地の41
------------	---------------------

」

を

「

名古屋市徳重地区会館	名古屋市緑区元徳重一丁目 401 番地
------------	---------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、名古屋市徳重北部土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

名古屋城天守閣積立基金条例をここに公布する。

平成29年 7 月21日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第43号

名古屋城天守閣積立基金条例

(設置の目的)

第1条 名古屋城天守閣を復元する資金に充てるため、名古屋城天守閣積立基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、名古屋城天守閣を復元するための寄附金及び市長が必要と認められた額を積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(益金の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

(運用)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 482号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更します。

平成29年 7月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設等の名称

徳川園庭園

2 変更内容

- (1) 平成29年 8月14日を供用する日に変更します。
- (2) 平成29年 8月11日から同月15日までの供用時間について、「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 483 号

名古屋市幸心南土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

平成29年 7 月18日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 組合の名称
名古屋市幸心南土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市守山区幸心一丁目 261 番地
- 3 設立認可の年月日
平成26年 1 月15日
- 4 変更の内容
名古屋市守山区幸心一丁目の一部を施行地区に追加し、名古屋市守山区幸心一丁目の一部を施行地区から除外する。
事業施行期間を平成32年 3 月31日まで延長する。
- 5 変更認可の年月日
平成29年 7 月18日

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市告示第 484号

名古屋市熱田児童館の臨時開館について

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）第 6条第 3項の規定により、次のとおり休館日に臨時に開館します。

平成29年 7月19日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 臨時に開館する施設
名古屋市熱田児童館

- 2 臨時に開館する日及び時間
平成29年 7月23日（日）
午前 8時45分から午後 5時まで

名古屋市子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課

名古屋市告示第 485号

名古屋市青少年交流プラザにおいて徴収する使用料について

名古屋市青少年交流プラザ条例（平成18年名古屋市条例第80号）第 4条に規定する使用料の徴収について、次のとおり委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 2項の規定により告示します。

平成29年 7月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託の相手方

名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16

名古屋ユースクエア共同事業体

代表者 西 村 幸 久

2 委託の期間

平成29年 4月 1日から平成33年 3月31日まで

名古屋市子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課

名古屋市告示第 486号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、形質変更時届出管理区域の指定を次のとおり解除します。

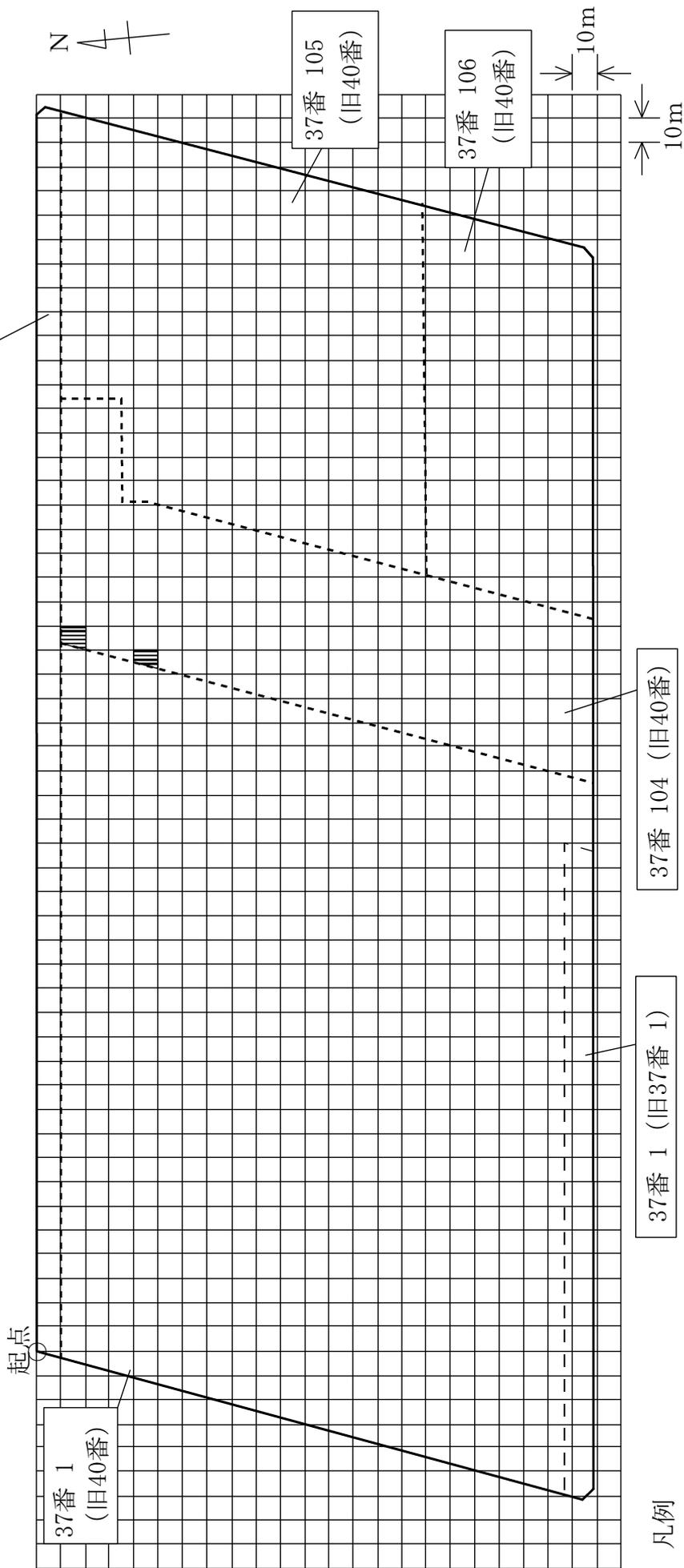
平成29年 7月20日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域
平成28年名古屋市告示第 365号により指定した区域の一部（詳細は、別紙のとおり）
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壌含有量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

港区潮見町



凡例

□ : 調査対象地 - - - - - : 筆の境界線 - - - - - : 筆の境界線 (旧)

▨ : 形質変更時届出管理区域の指定を解除する区域 (鉛及びその化合物 (土壌含有量基準不適合))

名古屋市告示第 487号

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

平成29年 7月21日

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 市営住宅・一般向け

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条

第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6 年名古屋市条例第 46 号。以下「定住条例」という。）第 20 条第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3 年（ただし、住宅条例第 20 条の 2 又は定住条例第 16 条の 2 の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては 10 年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第 5 条第 2 項で定める者にあつては 5 年）を経過しないものがないこと。

(8) 原則として、保証人 1 名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理第一課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

平成 29 年 7 月 28 日（金）から申込者数が住宅の公募戸数に達するまで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理第一課及び各方面事務所

平成 29 年 7 月 28 日（金）から申込者数が住宅の公募戸数に達するまで。ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分（木曜日にあつては、午後 7 時 00 分）まで。

ウ 住まいの窓口

平成 29 年 7 月 28 日（金）から申込者数が住宅の公募戸数に達するまで。ただし、木曜日及び第 2・第 4 水曜日並びに 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までを除く。交付時間は、午前 10 時 00 分から午後 7 時 00 分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の平成29年 8月 7日（月）の午後 2時00分までに受付場所へ来られた方については、申込み順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号シティ・ファミリー浄心 2階
名古屋市住宅供給公社先着順入居募集専用窓口

イ 公募 2日目以降

名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口（栄地下街）

(3) 日時

ア 公募初日

平成29年 8月 7日（月）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

平成29年 8月 8日（火）午前10時00分から申込者数が住宅の公募戸数に達するまで。ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 62戸

事故住宅 30戸

第 2 市営住宅・多家族・多子世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 2戸

事故住宅 2戸

第 3 市営住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち (1)及び (3)から (8)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 3級までのもの

(4) 愛護手帳の交付を受けている者でその程度が 1度から 4度までのもの

(5) 障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の所持者でその障害種別が 4又は 5のもの

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正 12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの

(7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者

(9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過して

いないもの

- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者

イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの

- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付
第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付
第 1の一般向けと同じ。

4 公募予定戸数
公営住宅
空家住宅 9戸
事故住宅 4戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 488号

身体障害者福祉法による医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師を次のとおり指定しました。

平成29年 7月21日

名古屋市長 河 村 たかし

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別	指定年月日
名古屋市立東部医療センター (千種区)	石原 明典	呼吸器の機能障害	平成29年 7月 1日
名古屋市立東部医療センター (千種区)	波多野 克	聴覚、平衡、音声・言語、 そしゃくの機能障害	
愛知県がんセンター中央病院 (千種区)	小澤 英史	肢体不自由	
名古屋ハートセンター (東区)	辻本 悟史	心臓の機能障害	
名古屋市立西部医療センター (北区)	三好 晋平	聴覚、平衡、音声・言語、 そしゃくの機能障害	
名古屋市立西部医療センター (北区)	安田 優介	視覚障害	

名古屋市立西部医療センター (北区)	市原 詩恵	じん臓の機能障害
名古屋市立西部医療センター (北区)	上田 悟郎	ぼうこう直腸の機能障害
名古屋市立西部医療センター (北区)	渡部 かをり	ぼうこう直腸の機能障害
名古屋市立西部医療センター (北区)	吉田 明生	肢体不自由
名古屋市立西部医療センター (北区)	加藤 賢治	肢体不自由
名古屋市立西部医療センター (北区)	早川 高志	肢体不自由
名古屋市立西部医療センター (北区)	高桑 修	呼吸器の機能障害
北病院 (北区)	吉岡 真弓	聴覚障害
名古屋第一赤十字病院 (中村区)	澤木 完成	心臓の機能障害
名古屋セントラル病院 (中村区)	杵野 謙次	肢体不自由
名古屋医療センター (中区)	伊勢 裕子	呼吸器の機能障害

名古屋医療センター (中区)	横井 大知	肢体不自由
名古屋医療センター (中区)	石岡 麻優	聴覚、平衡、音声・言語、 そしゃくの機能障害
名城病院 (中区)	森下 和明	肢体不自由
名古屋大学医学部附属 病院 (昭和区)	相場 利貞	ぼうこう直腸の機能障害
聖霊病院 (昭和区)	小南 梓	視覚障害
ごきそ内科・内視鏡ク リニック (昭和区)	中江 治道	小腸の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	打田 佑人	肢体不自由
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	鈴木 一孝	心臓の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	篠原 務	心臓の機能障害
高木病院 (瑞穂区)	大原 邦仁	肢体不自由
十全クリニック (瑞穂区)	長屋 敬	じん臓の機能障害
熱田リハビリテーショ ン病院 (熱田区)	先成 崇	肢体不自由
のだて整形外科リハビ	馬淵 晃好	肢体不自由

リクリニック (熱田区)		
みずほホームケアクリ ニク (熱田区)	中村 満行	肢体不自由
名古屋掖済会病院 (中川区)	尾辻 英彦	ぼうこう直腸の機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	福岡 俊樹	肢体不自由
名古屋掖済会病院 (中川区)	竹中 政史	ぼうこう直腸の機能障害
中京病院 (南区)	津久井 丹	聴覚、平衡、音声・言語、 そしゃくの機能障害
加納医院 (南区)	鎌野 康子	じん臓の機能障害
ジャパン藤脳クリニッ ク (緑区)	小嶋 純二 郎	肢体不自由
ジャパン藤脳クリニッ ク (緑区)	森 進	肢体不自由
上社眼科 (名東区)	伊藤 理恵	視覚障害
梅が丘内科とアレルギー ーのクリニック (天白区)	芝崎 正崇	呼吸器の機能障害
すずきクリニック耳鼻 咽喉科 (天白区)	鈴木 洋平	聴覚、平衡、音声・言語、 そしゃくの機能障害

はま内科・神経内科ク リニック (天白区)	濱 哲夫	肢体不自由
総合病院南生協病院 (緑区)	佐藤 竜輔	肢体不自由、呼吸器の機能 障害

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 489号

身体障害者福祉法による医師の指定辞退

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 3条第 2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出がありました。

平成29年 7月21日

名古屋市長 河 村 たかし

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別
総合上飯田第一病院 (北区)	住友 正樹	肢体不自由
名鉄病院 (西区)	貝沼 慎悟	肢体不自由
名古屋医療センター (中区)	濱口 元洋	免疫の機能障害
名古屋医療センター (中区)	山田 堅一	肢体不自由
名古屋医療センター (中区)	吉田 和彦	膀胱直腸の機能障害
名城病院 (中区)	松井 寛樹	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	向山 宣昭	音声言語の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	小林 光一	心臓の機能障害

名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	伊藤 瑞規	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	近藤 征史	呼吸器の機能障害
名古屋第二赤十字病院 (昭和区)	小島 隆生	肢体不自由
名古屋掖済会病院 (中川区)	木村 充志	膀胱直腸、小腸の機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	加藤 林也	内部障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	佐野 宏明	心臓の機能障害
加納医院 (南区)	加納 薫	腎臓の機能障害
相生山病院 (緑区)	臼井 康臣	肢体不自由

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 490号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、形質変更時届出管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成29年 7月21日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域
平成29年名古屋市告示第 449号により指定した区域の全部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壌溶出量基準）
砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 491号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、形質変更時届出管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成29年 7月21日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域
平成29年名古屋市告示第 474号により指定した区域の全部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市選挙管理委員会告示第13号

委員長職の退職について

平成29年7月20日、名古屋市選挙管理委員会委員長堀場章は委員長の職を退職した。

平成29年7月21日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第14号

委員長選挙の結果について

平成29年7月20日、名古屋市選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第2条の規定による委員長選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

平成29年7月21日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

- 1 住 所 名古屋市南区中割町2丁目42番地
- 2 氏 名 佐 橋 典 一

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第15号

委員長職務代理者の指定について

平成29年7月20日、名古屋市選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第5条の規定により、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理すべき委員に次の者を指定した。

平成29年7月21日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

- 1 住 所 名古屋市守山区天子田一丁目 919 番地の 4
- 2 氏 名 竹 腰 公 夫

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第28号

名古屋市南陽プールの臨時休場について

名古屋市プール条例施行規則（昭和42年名古屋市教育委員会規則第19号）第2条第2項の規定に基づき、名古屋市南陽プール屋内プールを平成29年10月18日から同年11月6日まで臨時休場します。

平成29年7月21日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市交通局告示第7号

1 DAY お子サマーパス 2017 の発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、1 DAY お子サマーパス 2017（以下「お子サマーパス」という。）を次のように発売します。

平成29年7月19日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

1 料金

300円

2 有効期間

平成29年7月21日から同年8月31日まで

3 発売枚数

10,000枚

4 発売場所

各駅及び各乗車券発行所とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

5 使用条件

お子サマーパスは、1枚で小児1人が有効期間内の使用日1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

6 発売期間

平成29年7月21日から同年8月31日まで

7 料金の還付

(1) お子サマーパスの料金の還付は、未使用の乗車券及びスタンプ台紙がセットの場合に限り取り扱い、その期間は、発売日から平成29年8月31日までとします。

(2) お子サマーパスの料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。

8 不正使用

お子サマーパスの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

9 様式



(裏面磁気膜)

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局告示第8号

SHORYUDO Nagoya Subway & Bus
1 Day Ticketの発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1 Day Ticket（以下「昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券」という。）を次のように発売します。

平成29年7月19日

名古屋市交通局長 光田清美

1 発売対象者

短期滞在を目的として日本に渡航してきた外国人で、旅券を所持する者に対して発行します。

2 料金

600円

3 発売枚数

23,000枚（ただし、1人につき2枚までの発売とします。）

4 発売場所

各乗車券発行所並びに名古屋市金山観光案内所、オアシス21iセンター、中部国際空港内の名鉄トラベルプラザ及びCentral Japan Travel Centerとします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

5 使用条件

昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券は、1枚で大人1人が使用日1日に限

り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

6 発売開始日

平成29年8月1日

7 料金の還付

(1) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金の還付は、未使用の場合に限り、各乗車券発行所で取り扱います。

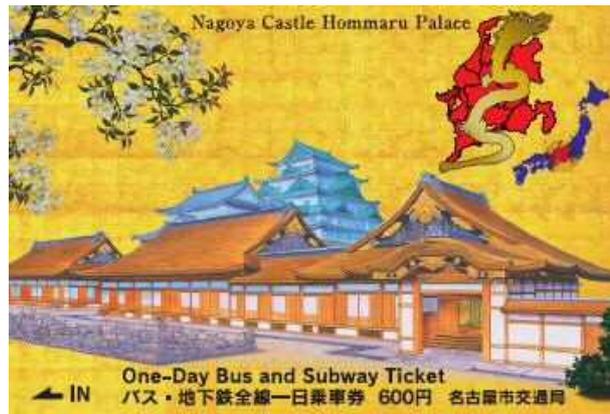
(2) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。

8 不正使用

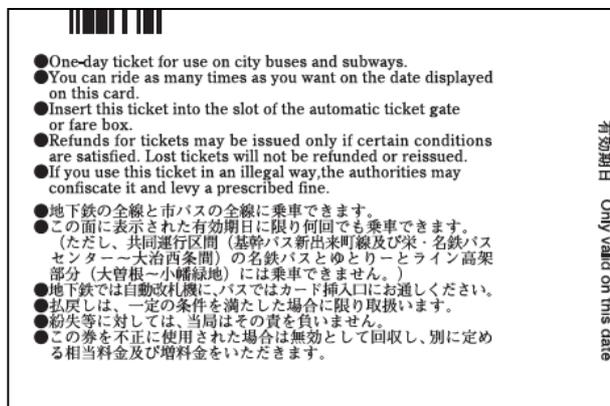
昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

9 様式

(表)



(裏)



名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

平成29年 7月20日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1385号	(株)ダンレイ	森 徹	神奈川県茅ヶ崎市南湖一丁目10番26号	平成29年 6月14日
第1386号	(株)成瀬組	成瀬 丙午	愛知県豊田市青木町四丁目35番地 2	平成29年 6月14日
第1387号	(株)トータルライフ	秋山 勝美	大阪府東大阪市渋川町二丁目 2番27号	平成29年 6月14日
第1388号	五十嵐工業(株)	五十嵐 英二	岐阜県中津川市茄子川2077番地の 8	平成29年 6月14日
第1389号	おけじん住設	西脇 勉	愛知県春日井市大手町1103番地 7	平成29年 6月14日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

平成29年 7月20日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 935号	(有)名東水道サービス	唐澤 純	名古屋市名東区高針四丁目 904番地	平成29年 6月30日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

平成29年 7月20日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1369号	(有)東海維持管理興業	今津 真治	愛知県半田市瑞穂町五丁目 5番21	平成29年 6月14日
第1386号	(株)成瀬組	成瀬 丙午	愛知県豊田市青木町四丁目35番地 2	平成29年 6月14日
第1389号	おけじん住設	西脇 勉	愛知県春日井市大手町1103番地 7	平成29年 6月14日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第3号の規定により公告する。

平成29年 7月20日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 935号	(有)名東水道サービス	唐澤 純	名古屋市名東区高針四丁目 904番地	平成29年 6月30日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第1項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように代表者の変更の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

平成29年 7月20日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

代表者を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代 表 者		変更年月日
		旧	新	
第 391号	梅正設備 工業(株)	加藤 正昭	山崎 善光	平成29年 6月26日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

平成29年度身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考公告

身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考を次のとおり実施します。

平成29年7月21日

名古屋市人事委員会委員長 西 部 啓 一



平成29年度

身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考試験案内

平成29年7月21日 名古屋市人事委員会

【申込方法及び期間】※申込方法は3～4ページ参照

- インターネット申込 7月25日(火)から8月13日(日)までの本登録完了分有効
- 郵送申込 7月25日(火)から8月13日(日)までの消印有効

この試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障害者の方を対象として、その雇用の促進をはかることを目的として行うものです。

申し込みについての 注意事項

- ▶ 本選考において申し込める試験区分は、一人につき一区分です。
- ▶ 第1次試験が同一日に行われる採用試験（第2類[高校卒業程度・18～21歳]、免許資格職）及び採用試験（職務経験者）との併願はできません。
- ▶ 申込後の試験区分の変更はできません。

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容	
行政一般	11名程度	本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関における庶務、予算・経理、戸籍・住民登録、保険年金、税務、生活保護、その他福祉、生涯学習、文化・観光振興、産業振興、生活・流通、環境施策、国際交流、総合企画 など	名古屋市職員第1類[大学卒業程度・22～30歳]採用試験など、他の採用試験で採用された職員と同様の業務に従事します。 (勤務時間は、1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。)
学校事務	2名程度	本市の小・中学校又は特別支援学校における事務(予算、文書管理、教職員の給与・福利厚生 など)	

(注) 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

2 受験資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 次のいずれにも該当しない方（いずれかに該当する場合、本市職員になることはできません。）
 - ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 次のア及びイの条件をすべて満たす方
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けている方
 - イ 昭和47年（1972年）4月2日から平成12年（2000年）4月1日までに生まれた方
- (3) その他
本市職員である人は受験できません（嘱託員、任期付任用職員、臨時的任用職員を除く。）。

3 選考の日程、会場及び試験の内容等（日程・会場は変更する場合があります。）

(1) 日程及び会場

日程及び会場は、必ず受験票及び第2次試験対象者通知で確認してください。なお、日程を受験者の希望により変更することは一切できません。

日程	実施事項等	試験段階	結果発表日	試験会場
9月24日(日) 【開場】 午前8時45分 【着席】 午前9時00分	<筆記試験（教養試験）> ・ 身体障害者手帳をお持ちください。 ※必ず、原本をお持ちください。 ・ 服装は自由です（普段着で可）。	第1次 試験	10月3日(火) 第2次試験 対象者のみに、 文書で通知し ます。	8 ページ 第1次試験 会場予定地
	<筆記試験（作文試験）>		11月2日(木) 合格者のみ に、文書で通 知します。	
10月14日(土) 又は 10月15日(日)	<面接試験> (実施日は受験票で指定し、 集合時間等は 第2次試験対象者に文書で通知します。)	第2次 試験	合格者のみ に、文書で通 知します。	8 ページ 第2次試験 会場予定地

- ・ 第2次試験対象者は、第1次試験の得点により決定します。
- ・ 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

(2) 試験等の実施事項

試験科目	時間	配点	試験の内容等
第1次試験 筆記試験 教養試験	85分 ※2	200点	公務員として必要な一般的知識及び一般的知能をみる高等学校卒業程度の試験（択一式・25問全問必須解答） 知識分野（社会科学《時事問題等》、人文科学、自然科学） 知能分野（文章理解、判断推理等）
第2次試験 ※1 作文試験	60分	200点	文章による表現力、課題に対する理解力などをみる試験（記述式） (試験は第1次試験日に実施しますが、採点は第2次試験で行います。)
第2次試験 面接試験	午前又は 午後	600点	個別面接を行います。

※1 問題は活字印刷文又は点字印刷文による出題です。

身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続き時に所定の手続きによりご相談ください。

活字印刷文の場合、問題冊子の活字の大きさは、およそ **13ポイント(この大きさ)** 程度です。

※2 点字による受験の場合は、試験時間が異なります。

注：教養試験の例題や過去に出題した作文試験の課題を、名古屋市公式ウェブサイト（以下「市ウェブサイト」といいます。）に掲載しています。

4 受験申込手続

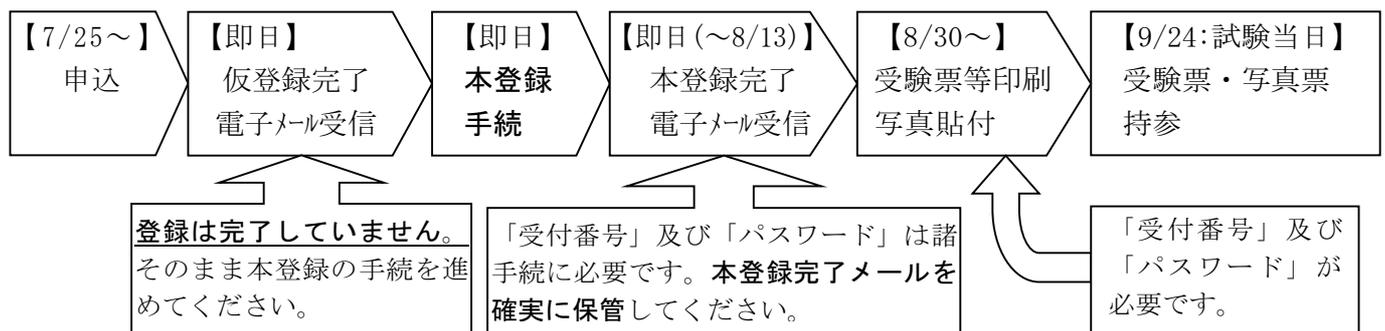
- 複数の試験区分に申し込むことはできません。
- 申込後の試験区分の変更は、一切できません。
- 名古屋市職員採用選考は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。
貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いいたします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。
(「12 その他」参照)

(1) インターネットによる申込

利用環境	<p>インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、受験票等印刷のためにプリンターと Adobe Reader が必要です。Adobe Reader がインストールされていない場合は、http://get.adobe.com/jp/reader/にアクセスして無料でダウンロードできます。</p> <p>※ 受験票の印刷は A4 判の普通紙で行ってください。</p> <p>※ 使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。</p>
期間	<p>7月25日（火）から8月13日（日）までに本登録が完了したもののみを有効とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必ず期間内に本登録まで完了させてください（本登録が完了すると、それをお知らせする電子メールが通常数時間以内に届きます。）。 ・ 期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申込できません。また、システム管理等のため、システムの運用を、予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 ・ <u>使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切の責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。</u>
アクセス方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名古屋市電子申請サービス (https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/) にアクセスし、「利用手引き」等を読んだうえで、「平成29年度名古屋市職員採用選考（身体障害者を対象とした採用選考）を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。 ・ 詳しくは、名古屋市電子申請サービスの画面や電子メールの指示に従ってください。 <p>※ 「受付番号」と「パスワード」は受験票をダウンロードする際に必要となりますので、必ずメモして控えておいてください。</p> <p>※ <u>送付された電子メール等は印刷する等、確実に保存してください。</u> (紛失した場合、受験に影響が生じます。)</p>
受験票等の交付手順	<ol style="list-style-type: none"> ① 8月30日（水）以降に送付する電子メールを確認し、電子メールの記載内容に従って「受付番号」と「パスワード」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください（受験票はPDFファイルとして発行します。）。 ② 9月1日（金）までに電子メールが届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。 ③ <u>写真票兼承諾書は、必ず、写真を貼付し、申込内容を確認のうえ記名し、試験当日に受験票とともにお持ちください。</u> 写真や記名がない場合は受験できません。

◎ フローチャート〈インターネットによる申込から第1次試験までの一例〉



(2) 郵送による申込(速達郵便を推奨します。) ※ 郵送申込(定形外の速達)には通常 400 円必要です。

提出書類	6～7ページの「記入要領」に従い、次の2点を整えてください。 ① 受験申込書(本案内にはさみこんである指定の用紙又は市ウェブサイトからプリントアウトした指定の用紙) ② 82円分の切手(受験票、写真票兼承諾書を郵送する際の送料)を受験申込書にクリップで留めてください。
期間	7月25日(火)から8月13日(日)までの消印のあるものが有効です。 ・ 書類の記入内容等に不備がある場合は受理できませんので、確実に6～7ページの「記入要領」に従って、期限に余裕をもって申し込んでください。
送付方法	・ 提出書類を角形2号の封筒に入れ、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。 ・ 封筒の裏に受験者の住所・氏名を必ず記入してください。 【送付先】〒460-8508 名古屋市人事委員会事務局任用課 (住所記入不要)
受験票等の交付手順	① 8月30日(水)以降に受験票、写真票兼承諾書を郵送します。 ② 9月1日(金)までに届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。 ③ 写真票兼承諾書は、必ず、写真を貼付し、申込内容を確認のうえ記名し、試験当日に受験票とともにお持ちください。写真や記名がない場合は受験できません。

5 試験時に必要な個別の配慮の希望について

手話通訳、点字による受験又は拡大鏡、補聴器若しくは日常生活用具等の使用など、試験会場での配慮を希望する方は、必ず受験申込書に必要事項を記入してください。(7ページの「記入要領」⑫参照)

ただし、日常生活用具の使用は、名古屋市重度障害者(児)日常生活用具給付要綱で日常生活用具として給付の対象となっている用具を、当該用具給付対象者となる「障害及び程度」に該当する方が使用する場面に限ります。

点字器、拡大鏡、補聴器又は日常生活用具等を使用する場合は、試験当日、各自お持ちいただくこととなります。

6 合否通知等について

- ・ 第2次試験対象者及び合格者への試験結果の通知は文書で行います。また、それぞれの発表日から約1週間、該当する方の受験番号を人事委員会事務局前(市役所東庁舎1階内)の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します(詳細は必ず文書による通知を確認してください)。
- ・ 不合格者は試験成績の通知を受けることができます。詳細は受験申込書等を参照してください。
- ・ 電話等による合否に関する問い合わせはお答えいたしかねます。

7 合格から採用まで

- (1) この選考の合格者は、原則として平成30年4月以降に採用されます。
- (2) この選考の合格者は、高校卒として採用されます。
- (3) 受験資格がないことや、受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用選考の受験を無効とします。
- (4) 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。

8 個人情報取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

9 勤務条件（平成29年4月現在）

(1) 初任給の例

採用時の年齢 及び職務経験年数		18歳 高校新規卒業	25歳 職務経験5年	35歳 職務経験15年	45歳 職務経験25年
初任給例	行政一般	167,555円	203,320円	243,110円	268,295円
	学校事務				

- ・ 上表の初任給例は、高校卒業後の新卒の場合及びそれぞれの職務経験を考慮した給料月額に地域手当を加えたものです。また、職務経験内容等により初任給例と異なる場合があります。
- ・ 初任給は、学校卒業後の経歴に応じて加算される場合があります。
- ・ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
- ・ 採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(2) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

(3) 休暇制度

年次休暇が1年度につき原則20日間あり、残日数がある場合、一定の範囲内で翌年度に繰り越すことができます。

(4) 勤務内容

名古屋市職員第1類[大学卒業程度・22～30歳]採用試験など、他の採用試験で採用された職員と同様の業務に従事します。

10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無は [Twitter \(https://twitter.com/nagoyashi_saiyo\)](https://twitter.com/nagoyashi_saiyo) により、当日午前7時以降にご確認ください。



11 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方は至急、人事委員会事務局任用課試験係(電話 052-972-3308)までご連絡ください。なお、申込後の試験区分の変更は、一切できません。

12 その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) 受験申込や受験にあたっての注意事項等

この採用選考を実施するにあたり、「名古屋市職員採用試験受験申込み及び受験並びに採用試験の施行に関する告示」の規程を準用します。

~~~~~

## 平成 29 年度 身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考 受験申込書 記 入 要 領

- ※印欄以外の欄を、もれなく正確に記入してください。
- 記入は黒のインクかボールペン（消せるボールペンは不可）を使用してください。
- かい書で、略字を使用せず、丁寧に記入してください。数字は算用数字を使用してください。
- 書き損じた場合は、二重線で抹消して余白に記入するなど、わかりやすく訂正してください。
- 記入事項について虚偽・不正があった場合には、この採用選考の受験を無効とします。

|           |                                                                                                                                                                               |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 受験番号    | ・ 記入しないでください。                                                                                                                                                                 |
| ② 試験区分    | ・ 申し込む試験区分にチェックしてください。                                                                                                                                                        |
| ③ 性別      | ・ 該当する項目にチェックしてください。                                                                                                                                                          |
| ④ 氏名      | ・ 略字は用いず、丁寧にかい書で記入してください。フリガナも記入してください。                                                                                                                                       |
| ⑤ 生年月日    | ・ 生年月日を記入してください。                                                                                                                                                              |
| ⑥ 住所(送付先) | ・ 試験結果等の通知を送付するあて先を都道府県名、マンション等の建物名・部屋番号も含めて記入してください。                                                                                                                         |
| ⑦ 連絡先     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日の昼間に確実に連絡のとれる電話番号（原則、本人の携帯電話。その他、勤務先、家族・友人等の伝言を依頼できるところを含む。）を、確実に連絡のとれる順に2つ記入してください。</li> <li>・ 【 】内には、電話の持ち主を記入してください。</li> </ul> |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑧ 身体障害者手帳       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付機関名、交付年月日、交付番号、障害名、等級（身体障害者等級表によるもの）を身体障害者手帳の記載どおりに記入してください。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ⑨ 学歴            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学院・大学・短期大学・高等専門学校・高等学校等の学歴を直近から順に2つ記入してください。</li> <li>・ 「卒業」の欄は、その学校を既に卒業している場合には「卒業」、今年度に卒業見込みの場合には「卒業見込」にチェックしてください。</li> <li>・ 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定試験）合格については、「学校名」の欄に「高卒認定」（又は「大検」と記入し、「在学期間」の欄に合格年を記入してください。</li> </ul>                                                                                                                                                                                   |
| ⑩ 職歴            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最終学歴後の職歴（正規のほか1か月以上の長期アルバイト、派遣、契約、嘱託、自営等も含む。）について、直近から順に4つまで記入してください。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ⑪ 免許・資格等        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在お持ちの免許・資格・検定等を、記入してください。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| ⑫ 筆記・面接試験における配慮 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込書の記載に従ってすべての質問項目について、該当する箇所にチェックし、必要事項を記入してください。</li> <li>・ 日常生活用具として給付の対象となっている用具については、「ウェルネットなごや」に掲載されている障害者福祉のしおり（在宅サービス：日常生活用具の給付）をご確認ください。<br/>(<a href="http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/shiori/zaitaku/nichijyohin.html">http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/shiori/zaitaku/nichijyohin.html</a>)</li> <li>・ 事前に連絡がとれないと配慮ができない場合があります。電話で連絡がとりにくい方は、電子メールアドレスを記入してください。</li> </ul> |
| ⑬ 試験成績の通知       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不合格者は試験成績の通知を受けることができます。通知を希望する場合はチェックしてください。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 記載内容の確認         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記入事項をすべて確認のうえ、氏名を書いてください。確認月日も忘れずに記入してください。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

**【参考】過去の実施結果**（詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。）

| 実施年度     | 受験者数(人) | 合格者数(人) | 倍率(倍) |
|----------|---------|---------|-------|
| 平成 28 年度 | 8 0     | 1 7     | 4. 7  |
| 平成 27 年度 | 5 6     | 1 9     | 2. 9  |
| 平成 26 年度 | 6 7     | 1 8     | 3. 7  |

**<試験会場案内>**

- ※ 掲載している試験会場はあくまで予定です。**必ず各自の受験票で確認してください。**
- ※ 試験会場への来場は、できる限り公共交通機関を利用してください。なお、自家用車等での来場の際は各自で駐車場を用意してください。
- ※ 試験会場内の下見はできません。
- ※ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

**◇ 第 1 次試験会場予定地（受験票受領後、市ウェブサイトを必ずご覧ください。）**

- 【名古屋市立大学 滝子キャンパス】 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑 1 番地
- 【名古屋工業大学】 名古屋市昭和区御器所町
- 【名古屋学院大学 日比野学舎】 名古屋市熱田区大宝三丁目 1 番 17 号

**◇ 第 2 次試験会場予定地**

- 【中土木事務所ビル職員研修室】 名古屋市中区千代田一丁目 5 番 8 号

アクセス方法：地下鉄名城線「矢場町」下車 3 番出口  
若宮大通を東へ 3 0 0 m  
地下鉄鶴舞線「鶴舞」下車 1 番出口  
北へ 5 0 0 m、丸田町交差点を左折

**◇ Twitterはじめました！**

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！  
フォローをお待ちしております！



**<申込及び問合せ先> 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係**

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

TEL: 052-972-3308

FAX: 052-972-4182

Mail: a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

この試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。